

農林水産政策研究所だより

Primaff News

VOL. 23 平成22年1月4日発行



年頭所感 新たな年を迎えて

米・EU間「ホルモン牛肉紛争」の終結プロセス





2010年 年頭所感

新たな年を迎えて

農林水産政策研究所長
長 清

皆様、新年おめでとうございます。年頭にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

当研究所は、一昨年の暮れに霞が関への全面移転を完了し、昨年は行政との連携を一段と強め、研究活動をすすめてまいりました。また、地の利を生かして、各種セミナーや定例研究会に多数の皆様にご参加いただきましたし、国内の大学等関係機関はもとより、海外の研究機関とのネットワークも生かした研究活動の充実にも努めてまいりました。これらは、ひとえに関係の皆様方のご理解とご協力のおかげであり、厚く御礼申し上げます。

昨年は政権交代が起こり、農林水産省にとってもその政策のあり方・進め方が大きく変わりました。したがって、当所としても、これまでの基本方針をベースにしつつ、この大きな変化の中で、さらにその役割が発揮できるよう、以下の2点について新たな課題として力を入れたいと思います。

その1つは、マスコミ・一般紙への研究成果の寄稿やテレビのコメンテーターとして、若手研究者を中心に、情報発信のウイングを広げたいと思います。この目的は、食料や農業、環境の実態や問題について、専門の方だけでなく、広く一般の方や消費者の皆さんに知っていただくためです。また、同時に当所や研究者のアピールにもなります。しかし、そのためには「研究により、こういうことが分かった」というだけでは不十分で、「だから今後、政策はかくあるべし」という提言が不可欠です。要は「だから何なんだ」という問題意識を所全体で共有しながら取り組みたいと思います。

2つめは、基礎的・中期的研究テーマの設定です。これまで行政との連携を強めることで、政策ニーズに直結した研究テーマが設定され、研究成果が様々に活用されるようになりました。その反面、短期的な研究になりがちで、少し先を見て、農業・農村の実態を把握・分析し、さらなる政策の必要性や将来の政策の選択肢を示すといった、いわば骨太の研究がしにくくなっています。このため、22年度の研究テーマの設定に当たっては、これまでの行政との連携という基本方針を踏襲しつつ、このような骨太の研究を1本でも2本でも開始すべく調整を進めます。特に今年は戸別所得補償制度のモデル事業がスタートします。農業・農村にもたらす様々な効果や影響を客観的に捉え、農業生産、農地、担い手などの切り口から構造変化をあぶりだし、将来への提言につながればと考えています。

いずれにしても、関係の皆様には、本年も様々な場面でお世話になることと思います。なにとぞよろしくご理解とご協力のほどお願いいたします。最後になりましたが、皆様方のご健康とご多幸をお祈りしまして新年のご挨拶いたします。

米・EU 間「ホルモン牛肉紛争」の終結プロセス

農林水産政策研究所 上席主任研究官
藤岡 典夫

「ホルモン牛肉紛争」は、1980年代にEC（当時）が人の健康へのリスクを理由に成長ホルモンを使用した牛肉の輸入禁止措置をとったのに対し、米国がこの措置を「不当な貿易障壁」としてGATT提訴したのに始まり、その後WTOに場を移して熾烈な対立が続いてきました。以下の表の通りWTOでは2次にわたり争われ、いずれにおいても最大の争点は、EUの輸入禁止措置がSPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）の定める「科学的根拠（適切なリスク評価）に基づく」との要件を満たしているかどうかでした。その第1ラウンドでは、一審のパネル及び二審の上級委員会ともに違反を認定し、EUは是正を求められました。EUの新指令施行後（依然として輸入禁止）の第2ラウンドでは、パネルがやはり違反認定したのに対し、上級委員会はパネル判断のいくつかの点を修正しつつも最終判断はせず、再度パネル手続を開始するよう勧告しました。

ところが、2009年5月に米・EU間で暫定合意が成立し、この長年にわたる紛争は終結に向かうことになりそうです。その合意内容は、EUがホルモンフリー牛肉（ホルモンを使用していない牛肉）のゼロ関税での輸入枠を新たに設ける代わりに、米国は制裁措置をいずれ取りやめ、また双方とも当面WTOに提訴しない等というものです。双方が妥協したわけですが、EUはホルモン牛肉の輸入禁止措置を撤廃しなくて済むことになった点では「粘り勝ち」といえるかもしれません。

この紛争のプロセスから分かることは、第1にWTの判断については、特に上級委員会には措置国の行った判断への配慮がある程度伺えますが、規制に科学的根拠を要求するSPS協定の基本原則は、厳格に維持されているとみるべきです。第2に、WTOの裁定とは離れて政治的な決着が事実上図られたことは、紛争解決機関としてのWTOの限界が現れているともいえます。第3に、食の安全をめぐる紛争とはいっても、単純に「自由貿易」対「消費者の権利」といった対立構図だけでとらえられるものではありません。EUのホルモン牛肉輸入禁止措置には域内における牛肉の供給過剰を背景にした輸入牛肉の締め出しの意図も垣間見え、また、米国も結局はホルモンフリー牛肉の輸出機会の拡大という「実」をとって矛を収めたことから、この紛争は双方の経済的利害の激突でもあったといえましょう。

※この詳細は、10月20日に開催した定例研究会の概要としてHPに掲載しておりますのでご覧ください。

→ <http://www.maff.go.jp/primaff/meeting/gaiyo/teirei/2009/index.html>

表 ホルモン牛肉紛争の経緯

1981、88年	ECがホルモン牛肉の輸入禁止措置	第1ラウンド
1996年	米国・カナダがEUの措置をWTO提訴	
1998年2月	WTO裁定、「EUの措置はSPS協定違反」と認定、EUに是正勧告	
1999年5月	EUがWTOの勧告を履行せず、米国はEUに対し制裁措置（報復関税の賦課）発動	第2ラウンド
2003年9月	EUが新たな指令の採択（引き続きホルモン牛肉を輸入禁止）	
2005年1月	EUが米国の制裁措置を「EU新指令施行により正当性がなくなった」としてWTO提訴	
2008年11月	WTO裁定、最終判断はせず、再度パネル手続開始を勧告	
2009年 月	米・EU間の暫定合意成立、覚書の締結	

講演会開催のお知らせ



アグネス・チャン客員研究員講演会

「水の惑星に生まれて

～美しい海と森について～

国内での様々な活動や、アフリカやアジアで飢餓や環境破壊等の現状を視察してきた経験に基づき、食料・農業・環境問題に関し、我々が何に取り組むべきかを地球的視野で提言。

講 師：アグネス・チャン氏

日 時：平成22年2月4日(木)

14:00～15:30

場 所：農林水産省7階講堂

小泉武夫客員研究員講演会(第6弾)

「世界の発酵食品とこれからの発酵産業の展望」

21世紀は発酵の時代と言われる。講演では、発酵食品について取り上げ、世界の発酵食品のユニークな例をいくつか紹介し、その知恵や発想が日本人に利用できないものかどうか。

また、現在の日本の発酵食品の現状を話しながら、これからの発酵食品はどのような方向に進むべきかを語る。

講 師：小泉武夫氏

日 時：平成22年2月19日(金)

13:30～15:30

場 所：農林水産省7階講堂



※ 参加をご希望の方は、詳細を当所HPに掲載しておりますのでご覧下さい。→ <http://www.maff.go.jp/primaff/>

編集後記

新年あけましておめでとうございます。

干支占いで、十二支を円にしたとき、自分の干支の真向かいにあたる干支の事を「向い干支」といい、置物などを集めると出世するといわれています。また、自分の干支とは正反対の性質をもっている「守り干支」とも呼ばれ、人間同士の相性もこの干支の人とはとても良いといわれているようです。今年の場合だと、寅の真向かいはいしになりますね。

本年も農林水産政策研究所を宜しくお願い致します。

Primaff News

—農林水産政策研究所だより—

VOL. 23 平成22年1月4日発行

農林水産省農林水産政策研究所
企画広報室広報資料課

TEL：03-6737-9012



※バックナンバーはHPをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/news>